

# 令和5年度第3回福岡県障がい者施策審議会 議事録

1 日 時：令和6年2月5日（月） 10時00分から11時20分

2 場 所：パピヨン24 第14会議室

3 出席委員：原田博史委員、永吉美砂子委員、寺島正博委員、大山京子委員、大塚洋委員、西村郁子委員、伊野憲治委員、小野裕樹委員、松下貴則委員、大澤五恵委員、宇野久美子委員、徳永秀昭委員、廣田アキ子委員、中島香織委員、石井邦佳委員、福留摩里子委員、中園りえ子委員、赤間幸弘委員

(順不同)

## 4 会議の内容

### (1) 開会

### (2) 事務局挨拶（福祉労働部次長）

### (3) 議 事

福岡県障がい者福祉計画（第6期）・福岡県障がい児福祉計画（第3期）（案）について事務局から説明を行った。  
委員からの質疑は以下のとおりである。

---

【委 員】手話言語条例の推進の取組のなかで、最後のところの「福岡県聴覚障がい者支援センター」の場所を教えてください。  
（事務局）クローバープラザの中にあるセンターです。

---

【委 員】「聴覚障がい者情報センター」の中にろうあ者相談員が設置されていない。その状態で相談ができるのかどうか気になっている。ろうあ者相談員として、新たに専門の者を設置することができないのか。  
（事務局）個別にどのような対応ができるのか今後考えていきたい。

---

【委 員】資料2別紙に手話通訳者養成・派遣があり、派遣については、今のところ「聴覚情報センター」に手話通訳者が1人いるが、身分保障が十分ではない。福岡県の中で手話通訳者の身分保障がされていないということが気になっている。身分保障についても配慮をお願いしたい。  
（事務局）こちらについても個別にご相談させていただきたい。

---

【委 員】災害時に障がいのある方たちがどう避難したり、支え合っていくかということについて、毎日のニュースを見ていて、計画の中にそういった項目がないということに今気づいた。計画は出来上がりつつあるが、福祉の視点を入れた防災や避難についての考えを皆さんに持っていただきたい。  
（事務局）災害対応の視点は非常に大事なことだと思う。部内でも検討させていただく

が、福岡県の地域福祉支援計画という別の計画があり、こちらにそういった対応についての記載がある。障がい福祉計画に記載するかどうかといったところも含めて部内で検討させていただく。

---

【委員】災害対応については、真剣に取り組んでいただきたい。  
(事務局) 承知した。

---

【委員】災害については、各市町村においても要支援者リストを作成しているが、個人情報問題があり、要支援者にあたる方に郵送でアンケートを送付し、それを回収してリストを作る方式のところが大半のように思う。しかし、どうしても回収率が3割程度だったりするので、リスト化するのにかなり手間取っていると聞いている。たとえば、手帳をお持ちの方は無条件でリスト化し、リストに載せてほしくない方だけはがきを返信するという方式が採れないか。今回の計画とは離れるかもしれないが検討していただきたい。  
(事務局) 災害対応については部内をはじめ、総務部の防災担当の部署にも伝え、検討させていただきたい。

---

【委員】地域生活支援事業が、重度障がい者にとって活用されていない。厚生労働省は事業を各県に下ろしているが、各市町村で具体的な支援内容を聞き取らないと事業が進まないという実態があると聞いたことがある。具体的に言うと、昔、同行援護は視覚障がい者が生活して就労する際の通勤には使えていなかった。しかし、地域生活就労支援事業を各市町村で実施する場合、かなり柔軟なことができるようになってきている。視覚障がい者が通勤に使ったり、事務処理をする際、どうしても代読や代筆が事務所の中で必要となってくるが、今まで同行援護はそういったものに使えなかった。地域生活支援事業を各市町村で取り組めばこれらの支援は可能となると思うが、福岡県はなぜ各市町村が動いていないのか、という疑問がある。私が想像するに、市町村の担当者は人事異動があるため、新しく制度が変わった際にそれを検討する時間がないのではないかと。他の部分にエネルギーを使ってしまうと、支援がなかなかできていないのではないかと。  
(事務局) 地域生活支援事業については、国の大まかな補助メニューがある中で具体的な対象の範囲を市町村が要綱等で定め実施している状況である。事業内容によっては全市町村が一律にサービスの提供ができるかどうかについては、若干の差が生じているといった実態があることも承知している。県においては、その対象者を一律に把握することは難しい部分があるが、毎年市町村の障がい福祉担当者を集めた会議を開催しているので、その中で各市町村の取組について情報の共有を行っている。そういったものを見ながら各市町村が制度の検討をしている。市町村会議の中で、ニーズに応じた制度の見直しも積極的に行うよう市町村に働きかけていきたい。

---

【委員】県から地域生活支援事業の先進事例を市町村に周知していただきたい。  
(事務局) 今年度3月に市町村の担当部局を集めた会議があるので、その際に確認を行ったうえで情報提供することを考えていきたい。

---

【委員】他の市でこういう計画を策定するときは、ダイレクトに反映するが、県の場合、やはり市町村が実施主体となる。そうすると県のこういう会議では、県自体がやるべきことは、指導とは少し大袈裟かもしれないが、県が主導して良い情報や先端的な取組を市町村に紹介していただきたい。

(事務局) 事例や情報があれば確認のうえ紹介する。

---

【委員】計画の中で、在宅系のサービスの見込量を年々増やしているが、先日、介護保険の方だが制度改正があり居宅の訪問看護の報酬が下がった。今後障がいの方の報酬が出るが、そちらも下がるとなると、小さな事業所が潰れたり、人数が確保できず、この見込量には到底たどり着かないのではないかと、ということを懸念している。特に今回、行動援護の従事者を増やすこととしているが、人員不足や高齢化、ほぼ女性が従事している職場なので、行動援護の研修に参加する人員さえも確保できない。現状、行動援護、同行援護も同様に体力を使うため、本来であれば男性職員も多く必要な状況だが、どうしても賃金が安い、給料が少ないので男性職員は定着をしない。障がいのある人が地域において生活するためには重要なポジションであるが、人員を確保できないのではないかと、ということを心配している。

(事務局) 昨年度から国も賃金改善に向けて一定水準の水準維持・確保に努め、その継続を決定しているので、県としても引き続き国に対して障がい福祉サービスを安定的・継続的に運営できるように要望してまいる。

---

#### (4) 閉 会